

平成24年8月30日

有機顔料中に副生するP C Bに係るこれまでの対応

1. 製造・輸入の事実の発覚

- 平成23年1月、E T A D（染料・有機顔料製造者生態学毒性学協会。有機顔料メーカー等の国際団体）から、ある種の顔料が非意図的に生成した微量のP C Bを含みうることを認める旨の報告書を公表。
- 同年5月、E T A D内部の委員会において、出席事業者に対し、P C Bが検出された有機顔料及び数値範囲が明らかにされた。（当該情報は未公表）
- 同年6月、当該情報を受け、化成品工業協会（「化成協」）は主要な加盟社（有機顔料の製造・輸入事業者）に分析調査を依頼。分析対象顔料の選定、分析条件の検討等を経て、8月、6社が自社の顔料について分析を開始。
- 同年12月下旬、主要6社が実施した試験分析の結果がまとまり、ある種の顔料中に微量のP C Bが含まれることを確認。平成24年1月に化成協は各社に結果を報告するとともに、P C Bが含まれる顔料の出荷状況・用途等について情報を収集。

2. 使用実態の把握等

- 平成24年2月1日、化成協から経済産業省に対して上記の主要6社の調査結果について報告。
- 同日以降、厚生労働省、経済産業省、環境省が協会及び事業者からのヒアリングを実施。

3. 本件にかかる対応

- 同年2月10日、2月17日、2月28日、3月16日及び4月20日、厚生労働省、経済産業省及び環境省より、副生するP C B含有量が国際的な基準(50ppm)を超えることが判明した有機顔料を製造輸入する事業者に対して製造等の中止、製造等の場所や出荷先事業者等の報告、出荷先からの回収を指導する文書を発出。

※ 今後も、同様の有機顔料が判明した場合は、直ちに同様の行政指導を行う。

- 同年2月13日、経済産業省より同種の顔料を製造輸入している事業者(41社)及び化審法に基づき製造数量等の届出のあった全事業者(約1400社)に対して副生するP C Bの有無等についての確認を指導する文書を発出。5月10日〆切分については、5月25日に報道発表を実施。
- 同年2月13日、環境省より都道府県・政令市に対して廃棄物最終処分場からの放流水等におけるP C Bの基準超過事例の報告及び有機顔料製造業に係る水質汚濁防止法に基づく特定事業場からの排水中のP C B濃度調査の実施を求める文書を発出。
- 同年2月14日、厚生労働省より化成品工業協会に対して労働者ばく露防止の観点から会員企業に対して調査等を要請する文書を発出

4. 検討会の開催

- 同年3月23日及び5月15日に「有機顔料中に副生するP C Bに関するリスク評価検討会」を開催し、製品の暫定リスク評価を取りまとめた。
年内を目処に、製品の詳細リスク評価及び環境経由のリスク評価の結果を取りまとめる予定。
- 同年7月10日に「有機顔料中に副生するP C Bの工業技術的・経済的に低減可能なレベルに関する検討会」を開催した。
年内を目処に、有機顔料中に副生するP C Bの工業技術的・経済的に低減可能なレベルの評価結果を取りまとめる予定。